

「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する
御意見募集（パブリックコメント）について

令和3年6月14日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

令和3年5月21日から令和3年6月20日までの間、確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）を行っており、これに併せて、「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案について、下記のとおり国民の皆様幅広く御意見をお聴きいたします。

記

1. 御意見募集期間

令和3年6月14日（月）から令和3年7月13日（火）まで
（郵送及びFAXについても、募集期間内の必着とします。）

2. 御意見募集対象

別紙 「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案の概要

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 年金局 企業年金・個人年金課 あて

※ 封筒に「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する意見」と明記してください。

(3) FAX

03-3593-8431

厚生労働省 年金局 企業年金・個人年金課 あて

※ 表題に「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する意見」と明記してください。

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。なお、電話による御意見の提出はお受けいたしかねます。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

以上